

議第 29号

三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成31年三島市
条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第7条第1項」を「、第4条、第6条第2項並びに第7条第1
項及び第2項」に改める。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職員の任期を定めた採
用）」を付し、同条の次に次の2条を加える。

第2条の2 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って
従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員
を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に
掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の
業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要で
あるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（任期の特例）

第2条の3 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とす
る。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一

定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合で同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

- (2) 前条の規定により任期を定めて採用する職員を3年を超えて業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために特に必要であると市長が認める場合

第3条中「前条」を「第2条又は第2条の2」に改める。

第4条第1項の表中「374,000円」を「375,000円」に改める。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第3条第1項若しくは第2項」の次に「若しくは第4条」を加える。

令和2年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士